

「山口データアカデミー」実施に係る企画・運営等業務仕様書

1 概要

本仕様書は、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団（以下「本財団」という。）が委託する「山口データアカデミー事業」実施に係る企画・運営等業務（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定める。

2 本業務の趣旨・目的

山口県においては、データ利活用の重要性を理解し、データを活用した政策立案能力等の向上を図るため、自治体職員を対象としたアクティブラーニング型の研修会の開催等に取り組むこととしている。

本業務は、県のこうした方針に基づき、県・市町担当者に対し、データを基に地域の現状を正しく理解する「データ駆動」と、県民目線で潜在ニーズを発見して新サービスの未来像を描く「デザイン思考」とを組み合わせた、データに基づく課題解決ノウハウを習得する研修を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託上限額

5,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

5 本業務の内容

本業務の履行にあたって実施するセミナー及びワークショップは、総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver2.0」に掲載されている「データアカデミー型研修（サービス立案型データアカデミー）」の内容に沿うものとする。（参考 URL：http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyoubigdata.html）

研修内容の企画にあたっては、山口県内の市町が実際に直面している行政課題をテーマとして選定し、本業務にて得られた課題解決策等の知見をそのまま意思決定の判断材料とすることを旨とする。

以下に、基本的な実施事項を示す。

（1）研修プログラムの企画

「データアカデミー型研修」の内容を踏まえつつ、委託者と協議調整のうえ、本業務において実施する研修プログラムのテーマ、プロセス、参加メンバー、活用するツール、業務日程等について企画検討し、取りまとめる。

（2）環境整備

（1）の研修プログラムの実施にあたり、委託者と協議調整のうえ、必要に応じて会場手配及びインターネット環境等の整備を実施する。

（3）研修プログラムの実施

(1) で企画した研修プログラムを実施する。本業務にて得られた知見をそのまま意思決定材料とすることを目指すので、それを意識して業務を運営すること。

(4) 報告書及び実施マニュアルの作成

実施内容及び成果に関する報告書のほか、次年度以降本財団職員のみで同様の研修プログラムが継続して実施できるよう、委託者と協議調整のうえ、実施マニュアルや研修材料を取りまとめる。

(5) その他

県・市町担当者の思考が見える化する技術を高め、日常業務の様々なシーンで役立つスキル習得を支援することを目的に、希望者に対してアカデミー型研修とは別枠にて、「グラフィックレコーディング」講座を実施すること。

その他、データ活用人材の育成として必要かつ効果的と思われる機能がある場合は、委託上限額の範囲内において、提案に含めること。

6 スケジュール

委託期間内における研修実施スケジュールは、参加者の研修受講の効果を最大化するよう、インターバル期間の設定間隔や開催方法について整理して提案すること。なお、具体的な研修各回の実施日程および実施場所・開催方法については、委託者と協議調整のうえ実施する。

7 本業務の実施体制

受託事業者は、本業務を円滑に実施するため、講師の実務経験及び十分な人数を確保したうえで業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を総括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に提出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県外からの移動が制限されたとしても本業務の履行が継続できるよう、適切な体制を確立すること。
- (4) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本財団に申し出ること。

8 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施体制、実施スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本財団の承認を得ること。

- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

9 成果物

- (1) 成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細について、事前に本財団と協議し承認を受けた上で決定すること。
- (2) 本業務の履行のために作成された成果物等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、本財団に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

10 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本財団と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1) により本財団が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1) により本財団が承認した場合であっても、受託者は、本財団に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

11 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本財団から提供された資料等（以下、「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- (4) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

12 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、山口県個人情報保護条例（平成 13 年山口県条例第 43 号）、山口県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

13 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、山口県及び本財団と常に密接な連携を図り、事業の各段階で協議を行うこと。また協議内容については、議事録等を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 写真・説明等に係るデータなどは、受託者において用意すること。なお、その際は、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。
- (4) 本業務により提出される成果物については、山口県及び本財団の取組の一環として公表する可能性があること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本財団と受託者が協議の上、解決するものとする。

以上